

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和三年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二
代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山陽マルナカ鴨方店
所在地 浅口市鴨方町六条院中字森山後三四九八番三ほか
- 三 廃止年月日
令和二年十月五日
- 四 届出年月日
令和三年一月二十八日